

人材確保・定着、働き方改革に「Nぴか」

をご活用ください！

長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度 (愛称:ながさきキラキラ企業)略称「Nぴか」



年齢・性別に関係なく、誰もが働きやすい環境づくりに積極的に取り組む県内企業を、県が優良企業として認証する制度です。

「仕事と育児・家庭の両立」、「働き方改革」、「女性の活躍推進・男女共同参画」の3分野50項目の得点が50%以上で、得点に応じて「一つ星」から「五つ星」を取得する5段階の認証制度となっています。

認証されると、

- 1 「Nぴか」特設ページやながさき県内就職応援サイト「Nなび」で優良企業として周知
- 2 合同企業面談会での表示や専用のロゴマークの利用が可能
- 3 県の建設工事の入札参加者格付審査項目で加点
- 4 県主催の合同企業面談会や説明会等への出展に有利に
- 5 求人票等に「Nぴか認証企業」と記載し、求職者に働きやすい職場であることをPRなどのメリットがあります。

◎認証の手順

Web上で簡単申請

Nぴか

検索

<https://n-pika.pref.nagasaki.jp/>

STEP1 (企業) Nぴか特設サイトからNぴかの審査項目を自己診断



自社の取組状況がNぴかの審査基準に該当するかを自己診断をクリックして簡単にチェックできます。

TOPIC

その他、Nぴか特設サイトでは、Nぴか企業の取組内容などを見ることができますので、ぜひ1度ご覧ください

STEP2 (企業) 自己診断終了後、Nぴか認証基準を満たす場合は申請

自己診断の結果、Nぴかの認証基準を満たす場合は、そのまま特設サイト上で申請ができます。

STEP3 (県) ⇒ (企業) 入力内容を基に、企業に訪問し現地確認

審査項目の内容について、県の担当者が訪問し、書類の確認や聞き取りを行います。調査の結果、認証可能となれば申請書を提出していただきます。

※審査票の項目以外に、「就業規則等の社内規則を規定し社内に周知していること」や「過去に労働関係法令に違反する重大な事実がないか」等の要件も満たす必要があります。

STEP4 「Nぴか企業」として認証 誰もが働きやすい職場づくりに取り組んでいる企業としてPR



令和元年7月に開催した交流会の様子

Nぴか企業と大学生の交流会を開催するなど、学生や求職者にNぴか認証企業をPRする取り組みをしています。

Nぴかを取得して“自社の働きやすさ”についてアピールしませんか？

お問い合わせ

長崎県産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
TEL:095-895-2714 FAX:095-895-2582 E-mail:s05460@pref.nagasaki.lg.jp

申請から認証まで2ヶ月程度の期間を要します

就業規則や労使協定を見直して働きやすい職場を目指しませんか！

職場環境づくりアドバイザー派遣中！

無料

就業規則の見直しを行っていない、事業を拡大して従業員を増やしたけどマネジメントがうまくいかない…etc。

そんな経営者の皆さまのもとへ、就業規則の見直しなど職場環境の改善をアドバイスする専門家（社会保険労務士など）を無料で派遣します。

■相談内容の一例

たとえば、このようなご相談に応じます。

- 就業規則を見直したいけど、どうしてよいかわからない。
⇒ 育児・介護休業法等の最近の労働法令の改正を踏まえた改正のポイントをアドバイスし、職場環境の改善をサポートします。
 - ◎ 派遣を受けた企業の声
 - ・最新の法令を基に、就業規則を作成、見直しができてよかった。
 - ・国の助成金（キャリアアップ助成金）の活用ができた。
 - ・ハラスメントの防止規定を定めることができた。etc
- ※その他、職場環境の改善や『Nぴか』の取得を目指す内容なら何でも結構ですので、お気軽にお申しください。

◎『Nぴか』は、年齢・性別に関係なく誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる県内の優良企業を、県が認証する制度です。

※「Nぴか」の詳細は、こちら ⇒

Nぴか

検索

■アドバイスの流れ



- 派遣先
- 派遣・相談料
- 派遣回数等
- 申込方法

県内の事業所など

無 料

1回2時間程度、1事業所3回までサポートします。

所定の申込書に必要事項をご記入し、令和3年12月24日（金）までに下記宛先へ郵送またはFAXしてください。

■最終申請期限

令和3年12月24日（金）

※ただし、予算の上限に達し次第、募集を終了します。

■お申し込み・お問い合わせ先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県産業労働部雇用労働政策課（労政福祉班）

TEL：095-895-2714

FAX：095-895-2582

◆県のホームページ及びNぴか特設ページに掲載しています。

長崎県職場環境づくりアドバイザー派遣申込書

令和 年 月 日

長崎県産業労働部
雇用労働政策課長 様

所在地 〒
企業の名称
代表者の職氏名

印

長崎県職場環境づくりアドバイザーの派遣を、下記により申し込みます。

記

主 な 業 種			男	人（ 人）
労務担当者職氏名		従業員数 (うちパートタイム 労働者数)	女	人（ 人）
電 話 番 号			計	人（ 人）
F A X 番 号				
E - m a i l				
これまでにワーク・ライフ・バランスや職場環境改善の改善に向けた研修などを受講したことがありますか。			受講した研修等 ()	
既に社会保険労務士等と顧問契約していますか。 ※この場合の顧問契約とは、一定期間・継続的な相談等に対応する契約を結んでいる場合を言います。 「あり」の場合は、顧問契約の内容と申込書の相談事項が重複せず、問題ないことを確認した上で申し込んでください。			() 顧問契約あり () 顧問契約なし 該当する方に○を記入	
相談事項 (右の項目で該当する番号をすべて○で囲んでください。 (※複数可) (なお、アドバイザーの派遣には、「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業」の認証取得に向けた取組につながる相談内容の必要があります。)	1. Nぴかの認証を取得したい	Nぴか審査表（様式第2号）の自己チェックを行い、この申込書と一緒に提出ください。		審査結果の内訳 ・項目が○の数 () ・項目が×の数 () ・上記以外 ()
	2. 仕事と家庭を両立できる職場環境づくりや各種支援対策について	(例) ○育児や介護を必要とする社員への具体的な支援方法 ○両立支援に関する国の各種助成金制度の活用 など		
	3. 働き方改革に対応する労働条件の整備や誰もが働きやすい職場環境づくりのための雇用管理の改善	(例) ○業務見直しやノー残業デー設定等による時間外労働の削減方法 ○パートタイム労働者等の雇用環境整備 ○高齢者雇用促進のための環境整備 ○労働法規の改正に伴う就業規則等の見直し ○ハラスメントの防止対策 ○正社員化や社員のキャリア・アップ等のための国の助成金制度活用 など		
※上記の項目のうち、2及び3を選択した場合、具体的な相談等の内容をこちらに記入願います。 (例)を参考にさせていただきます。				

※代表者名は、事業主又は支店長、営業所長等名等で記入してください。

※訪問日については、日程調整させていただきます。

※派遣申請内容は事前にアドバイザーに開示させていただきます。

在籍型出向(雇用シェア)に関する オンライン説明会を開催します！

コロナ禍における新しい働き方、雇用の維持の方法として在籍型出向(雇用シェア)を検討してみませんか。

在籍型出向の内容や国の助成金の内容を分かりやすく説明いたします。

1. プログラム

■ 在籍型出向とは

- ・在籍型出向の仕組みについて
- ・具体的事例の紹介

◎説明者：(公財)産業雇用安定センター長崎事務所長 田村 真一

■ 在籍型出向を活用する場合の助成金の活用について

- ・産業雇用安定助成金の内容について
- ・在籍型出向に必要な労務管理等について

◎説明者：株式会社WBC&アソシエイツ 代表取締役 大曲 義典
(社会保険労務士)

2. 日時

令和3年 6月22日(火) 14:00～16:30

3. 参加方法

テレビ会議システム「WebEX」を活用したオンラインによる視聴となります。※詳しくは裏面をご覧ください。

【申込み方法】

裏面の申込書に必要事項を記入のうえ、

FAX 095-895-2582 または

メール adviser-n@pref.nagasaki.lg.jp にてお申込みください

申込み期限 令和3年6月18日(金)まで

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県 産業労働部 雇用労働政策課

TEL 095-895-2714 FAX 095-8952582

主催：長崎県

共催：長崎県在籍型出向等支援協議会

お問い合わせ

■ 在籍型出向とは

出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務することをいいます。

- ◎コロナが同業種の企業の景況に影響を与えていることから異業種の企業へ出向している事例が見られます。
- ◎大企業だけでなく、規模の小さな企業であっても出向に取り組んでいる事例があります。

■ 産業雇用安定助成金とは

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、「出向」により労働者の雇用維持を図る場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成するもの。

	助成率	
	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇等を行っていない場合	9 / 10	3 / 4
出向元が労働者の解雇等を行っている場合	4 / 5	2 / 3
上 限 額	12,000円/日	

在籍型出向に関するオンライン説明会参加申込書

- ◎Web受講はインターネットに接続可能なパソコン、スマートフォン、タブレットで受講いただけます。案内メールを送信しますので、添付ファイルの閲覧が可能なメールアドレスを記載してください。
- ◎タブレットやスマートフォンからの参加については、アプリ（WebEx：無料）のインストールが必要です。
- ◎操作方法については、別途メールにてお知らせいたします。
- ◎参加者情報については、説明者と共有させていただきます。

★記入欄

受 講 端 末	<input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> スマートフォン(iPhone) <input type="checkbox"/> スマートフォン(Android)
現在ご検討中の内容	<input type="checkbox"/> 人材送り出し <input type="checkbox"/> 人材受け入れ <input type="checkbox"/> その他
企 業 名	
企 業 所 在 地	
担 当 者 名	
E-mail(必須)	
電 話 番 号	

令和3年度長崎県緊急雇用維持助成金

新型コロナウイルスの影響により従業員の休業や在籍型出向により雇用の維持を図る事業主の負担を軽減するため、国の「雇用調整助成金」及び「緊急雇用安定助成金」、「産業雇用安定助成金」(以下「雇用調整助成金等」という。)に対する、長崎県独自の上乘せ助成を実施します。

1. 対象事業主

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業や在籍型出向により、長崎労働局から「雇用調整助成金等」の支給決定を受けた県内中小企業事業者

2. 支給対象

(1) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金

令和3年3月1日以降に国の支給決定を受けた令和3年7月31日までの休業等(教育訓練の加算は除く) ※特例措置の対象となる休業等

(注)国の助成率が10分の10の場合は対象外となります。

(2) 産業雇用安定助成金

国の支給決定(時期問わない)を受けた在籍型出向(出向初期経費は除く)

(注)出向元、出向先どちらで支給決定を受けても対象となります。ただし、出向元が県外の企業の労働者を出向先として受け入れる場合は対象外となります。

3. 助成率・限度額

「雇用調整助成金等」の助成率に応じて次の金額を助成<(1)~(2)共通>
《助成限度額》 1事業者当たり 100万円以内

(令和2年度に限度額に到達した事業主も再度申請が可能です)

国の助成率	県の助成率
5分の4	休業手当総額の 10分の1 (国支給決定金額の 8分の1)
10分の9	休業手当総額の 20分の1 (国支給決定金額の 18分の1)

4. 申請期限

国の雇用調整助成金等の支給決定日から3ヶ月以内

【最終申請期限:令和4年3月4日まで】

※支給決定日が令和3年4月30日以前の場合は令和3年7月31日まで

《申請・お問い合わせ先》



長崎県 産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班

住所 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話 095-895-2714 FAX 095-895-2582

長崎県緊急雇用維持助成金

検索

4. 申請手続

「支給申請書(様式第1号)」及び「算定書(様式第1号別表1)」と添付資料を下記へ郵送してください。

(添付書類)

- 1 国から郵送される「雇用調整助成金等の支給決定通知書」の写し
- 2 振込みを希望する口座の預金通帳の写し⇒1回目の申請のみ
- 3 対象となる助成金に応じた次の書類の写し

雇用調整助成金	次のいずれかの書類(助成率が分かるもの) ・雇用調整助成金支給申請書 ・雇用調整助成金助成額算定書
緊急雇用安定助成金	次のいずれかの書類(助成率が分かるもの) ・緊急雇用安定助成金支給申請書 ・緊急雇用安定助成金助成額算定書
産業雇用安定助成金	次の書類(2点とも必要) ・産業雇用安定助成金支給申請書 ・支給対象者別支給額算定調書

《提出期限》

国の雇用調整助成金等の支給決定日から3ヶ月以内(必着)

【最終申請期限:令和4年3月4日まで】

※支給決定日が令和3年4月30日以前の場合は令和3年7月31日まで

《提出先》

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県 産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班



◎申請書類の入手方法

県ホームページからダウンロード

長崎県緊急雇用維持助成金

検索

(参考)国の助成金

【雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金】

雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金)とは、経済上の理由(新型コロナウイルス感染症の影響含む)により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。

- 雇用調整助成金 = 雇用保険に加入している労働者の休業が対象
- 緊急雇用安定助成金 = 雇用保険に加入していない労働者の休業が対象

【産業雇用安定助成金】

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇いを維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成するもの。

《お問合せ先》 長崎労働局 職業対策課 TEL 095-801-0042

【令和3年度版】

雇用調整助成金等の申請や休業・在籍型出向支援のための 「長崎県緊急雇用維持アドバイザー」を派遣します！！

国の雇用調整助成金等の申請や在籍型出向に係る労務管理に関する助言を行うアドバイザー（社会保険労務士）を事業所等に派遣します。

申請書類の作成が難しい、出向を活用したいけど労務管理をどうすればいいかわからない、などのお悩みがある事業所等におかれましてはぜひご活用ください！

対象の助成金

休業や在籍型出向に係る労務管理の方法などの助言も受けることができます。

1. 雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金含む）【国：長崎労働局】

経済上の理由（新型コロナウイルス感染症の影響を含む）により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。

2. 産業雇用安定助成金【国：長崎労働局】

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇いを維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成するもの。

対象	県内に所在する事業所
派遣・相談料	無料
派遣回数等	1事業所につき2時間程度、3回まで
アドバイザー	社会保険労務士
申込方法	裏面の申込書に必要事項を記入し、令和4年2月28日（月）までに下記の宛先へ郵送またはFAX、メールで送信してください。

無料

お申し込み・お問い合わせ先

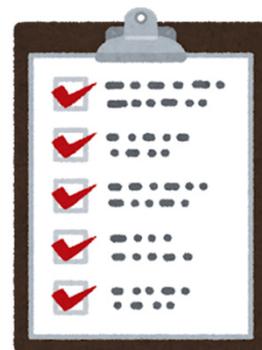
〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県 産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班

TEL：095-895-2714

FAX：095-895-2582

メール：adviser-n@pref.nagasaki.lg.jp



利用の流れ

- ステップ1 申請書を県に提出
- ステップ2 アドバイザー派遣決定通知書を県から事業主へ送付
- ステップ3 事業主とアドバイザーとの間で訪問する日程を調整
- ステップ4 アドバイザー訪問
- ステップ5 利用報告書を県に提出

長崎県緊急雇用維持アドバイザー派遣申込書

令和 年 月 日

長崎県産業労働部
雇用労働政策課長 様

所在地 〒
住所
企業の名称
代表者の職・氏名

長崎県緊急雇用維持アドバイザー事業実施要綱第5条に基づき、アドバイザーの派遣を、下記により申し込みます。

記

主 な 業 種		従業員数 (うちパートタイム 労働者数)	男	(人)
担 当 者 職 氏 名			女	(人)
電 話 番 号			計	(人)
F A X 番 号				
休業する期間(期間が決まっていない場合は予定を記入)		開始日:		
		終了日		
雇用調整助成金の申請状況		未	・	済
アドバイザーに相談したい内容(該当する項目に☑をしてください)				
雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金含む)の申請に関する相談 産業雇用安定助成金の申請に関する相談 在籍型出向に係る労務管理に関する相談 その他 []				

代表者名は、事業主又は支店長、営業所長等名等で記入してください。
訪問日については、日程調整させていただきます。
派遣申請内容は事前にアドバイザーに開示させていただきます。

令和3年度

長崎県離職者雇用促進助成金のご案内

新型コロナウイルスの影響により離職を余儀なくされた方を**無期雇用労働者又は有期雇用労働者として雇用した**県内中小企業事業主等に対して助成金を支給します

支給額

対象者1人あたり

(最大)

(最大)

無期雇用

30万円

有期雇用

15万円

- 3か月以上雇用している場合に限る。
- 1事業主あたり2人までとする。
- 請求日の直近3か月の間に対象者に支払われた賃金が上記の額を下回る場合は、その額とする。

(注) 令和3年3月12日から31日までに雇用した場合は、令和3年6月30日まで継続雇用していること
また、賃金については4月1日以降の支払い状況を確認します。

支給要件

■対象労働者

令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方

■対象事業主

対象労働者を令和3年3月12日から令和3年11月30日までに無期または有期雇用契約で雇用し、3か月以上継続して雇用した県内中小企業事業主等（個人事業主も含む）

【雇用形態の要件】

〈無 期〉期間の定めのない雇用

〈有 期〉3か月以上の期間があり、契約更新の可能性があること

(自動更新または更新する可能性があること)

1. 対象労働者の1週間の所定労働時間が20時間以上であり、雇用保険に加入していること
2. 対象労働者の主たる勤務地が長崎県内であること
3. 長崎県内に事業所を有していること
4. 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から交付請求までの間に従業員を事業主都合で解雇していないこと
5. 請求する日までに対象労働者が離職していないこと
6. 長崎県税の未納がないこと

申請期限

予算の上限に達し次第、
募集を終了します

対象労働者を雇用した日から2か月以内

※令和3年3月～4月に雇入れた場合は令和3年6月30日（水）まで

【申請・問い合わせ先】

長崎県産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班

住所：〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話：095-895-2714



検索

長崎県離職者雇用促進助成金

不支給要件

次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を支給しない。 ※この他にも要件がありますので、詳しくは県HPをご覧ください。

(1) 対象者が次のイからニのいずれかに該当する場合

- イ 雇入れ事業主との関係において、雇入れ日の前日から過去1年間に、雇用、請負、委任、出向、派遣の関係により当該雇入れ事業主において就労したことがある者
- ロ 雇入れ日の前日から過去1年間に、雇入れ事業主の事業所において、通算して3か月を越えて訓練・実習等を受講したことがある者
- ハ 雇入れ日の前日から過去1年間に、雇入れ事業主の事業所で職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く）を受けたことがある者
- ニ 対象者が、雇入れ事業主の事業所の代表者又は取締役の3親等以内の親族（配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族）である者

(2) 対象者について、雇入れ又は人材育成に係る経費を助成対象とする次のイからニの各種助成金等の支給を受けている場合

- イ 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）
- ロ 特定求職者雇用開発助成金 **※新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコースを活用して雇用した場合は対象となりますので事前にご相談ください。**
- ハ トライアル雇用助成金 **※**
- ニ その他国又は地方公共団体で実施する雇入れや人材育成に係る経費を助成対象とする各種助成金等

(3) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとする。）を行っている場合

申請方法

①令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方を令和3年11月末までに無期雇用労働者または有期雇用労働者として雇用

②「支給申請書（別記様式第1号）」及び添付書類を県へ提出

申請期限：対象労働者を雇用した日から2か月以内

※最終申請期限は令和3年12月17日（金）

○添付書類

- ア 事業主及び対象者に係る報告書（別記様式第2号）
 - イ 対象者に係る雇用契約書の写しまたはこれに類するもの
 - ウ 「資本金額」「常時雇用労働者数」「事業内容」が確認できる資料
 - エ 対象者が令和2年4月1日以降に離職したことがわかるもの（離職票または履歴書の写し）
 - オ 振込先口座の分かる通帳の写し
 - カ 長崎県税の納税証明書（未納がない証明）※原本に限る
- 県の審査後、「支給決定通知書」を送付します。

③対象者を3か月以上雇用（例）4月1日雇用の場合 → 7月1日から請求可

④「交付請求書（別記様式第4号）」及び添付書類を県へ提出

請求期限：令和4年3月4日（金）まで【必着】

※対象者を雇用して3か月が経過したら速やかにご請求ください

○添付書類

- ア 対象者に係る報告書（別記様式第5号）
 - イ 対象者に係る直近3か月分の出勤状況を明らかにする書類（出勤簿、タイムカードなど）の写し
 - ウ 対象者に係る直近3か月分の賃金支払い状況を明らかにする書類（賃金台帳、給与明細など）の写し
 - エ 公共職業安定所長が交付する対象者に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- 県の審査後、「助成金額の確定通知書」を送付します。

⑤県から助成金の支給（請求後約1か月ほど期間を要します。）